

科目名(英文名)	ナンバリング	単位数	年次	期間	担当者
民法要論Ⅱ【MR】 (Civil Law 2)	MPCA15	2	1年次	後期	高田 恭子(タカダ キョウコ)

授業のねらい概要	民法要論Iの講義を修得したことを前提に、物権および債権法の重要な諸制度について概説する。民法要論IIを学習することにより、民法財産法(民法第1編から第3編)の内容を通して理解することを目的とする。加えて、これらの学習を通して、民事法の考え方や法解釈の基本を学ぶ。どのように法が構成されているのを体系的に習得し、判例や学説の重要性と位置づけを理解することにより、知的財産法を学ぶ上で必要となる基礎力を養う。
----------	--

回数	テーマ	授業の内容・教育方法	予習/復習
第1回	債権とは何か	講義のガイダンス、債権の発生原因、債権の目的	講義で取り扱った該当箇所について、精読してとりまとめ、理解の確認をする。加えて、講義で出題する復習課題に取り組み、講義において口頭報告できるように準備する。予習・復習には、おおむね5時間の学習が必要となる。
第2回	債務不履行	債務不履行の成立要件と効果、債務不履行に基づく損害の種類、損害賠償請求権の範囲	講義で取り扱った該当箇所について、精読してとりまとめ、理解の確認をする。加えて、講義で出題する復習課題に取り組み、講義において口頭報告できるように準備する。予習・復習には、おおむね5時間の学習が必要となる。
第3回	債権の保全	債権者平等の原則、債権者代位権、詐害行為取消権	講義で取り扱った該当箇所について、精読してとりまとめ、理解の確認をする。加えて、講義で出題する復習課題に取り組み、講義において口頭報告できるように準備する。予習・復習には、おおむね5時間の学習が必要となる。
第4回	債権総論の諸制度	多数当事者の債権・債務関係、保証	講義で取り扱った該当箇所について、精読してとりまとめ、理解の確認をする。加えて、講義で出題する復習課題に取り組み、講義において口頭報告できるように準備する。予習・復習には、おおむね5時間の学習が必要となる。
第5回	債権総論の諸制度	相殺、債権譲渡	講義で取り扱った該当箇所について、精読してとりまとめ、理解の確認をする。加えて、講義で出題する復習課題に取り組み、講義において口頭報告できるように準備する。予習・復習には、おおむね5時間の学習が必要となる。
第6回	物権法の基礎	所有権と占有、物権的請求権	講義で取り扱った該当箇所について、精読してとりまとめ、理解の確認をする。加えて、講義で出題する復習課題に取り組み、講義において口頭報告できるように準備する。予習・復習には、おおむね5時間の学習が必要となる。
第7回	不動産における物権変動	物権変動と対抗要件、不動産登記	講義で取り扱った該当箇所について、精読してとりまとめ、理解の確認をする。加えて、講義で出題する復習課題に取り組み、講義において口頭報告できるように準備する。予習・復習には、おおむね5時間の学習が必要となる。
第8回	動産における物権変動	引渡し、即時取得	講義で取り扱った該当箇所について、精読してとりまとめ、理解の確認をする。加えて、講義で出題する復習課題に取り組み、講義において口頭報告できるように準備する。予習・復習には、おおむね5時間の学習が必要となる。
第9回	抵当権	抵当権の設定と効力、抵当権の実施	講義で取り扱った該当箇所について、精読してとりまとめ、理解の確認をする。加えて、講義で出題する復習課題に取り組み、講義において口頭報告できるように準備する。予習・復習には、おおむね5時間の学習が必要となる。
第10回	質権、法定担保物権	質権、法定担保物権、非典型担保	講義で取り扱った該当箇所について、精読してとりまとめ、理解の確認をする。加えて、講義で出題する復習課題に取り組み、講義において口頭報告できるように準備する。予習・復習には、おおむね5時間の学習が必要となる。
第11回	不法行為	不法行為制度概説、一般不法行為成立の要件	講義で取り扱った該当箇所について、精読してとりまとめ、理解の確認をする。加えて、講義で出題する復習課題に取り組み、講義において口頭報告できるように準備する。予習・復習には、おおむね5時間の学習が必要となる。
第12回	不法行為	一般不法行為の効果	講義で取り扱った該当箇所について、精読してとりまとめ、理解の確認をする。加えて、講義で出題する復習課題に取り組み、講義において口頭報告できるように準備する。予習・復習には、おおむね5時間の学習が必要となる。
第13回	特殊な不法行為	監督者責任、使用者責任	講義で取り扱った該当箇所について、精読してとりまとめ、理解の確認をする。加えて、講義で出題する復習課題に取り組み、講義において口頭報告できるように準備する。予習・復習には、おおむね5時間の学習が必要となる。
第14回	事務管理、不当利得	事務管理、不当利得	講義で取り扱った該当箇所について、精読してとりまとめ、理解の確認をする。加えて、講義で出題する復習課題に取り組み、講義において口頭報告できるように準備する。予習・復習には、おおむね5時間の学習が必要となる。
第15回	講義の総括	民法全般の基本概念	講義で取り扱った該当箇所について、精読してとりまとめ、理解の確認をする。加えて、講義で取り扱った事例問題に取り組み、期末試験に備える。復習には、おおむね10時間の学習が必要となる。

到達目標	民法財産法のうち、本科目で取り扱う制度趣旨と内容を理解する。法的効果の確保を狙うさまざまな制度を、各制度間の関係を汲み取って理解する。基本的な項目は以下の通り。 (1) 民法全体の中での各編の位置付けを取引の構造から理解する (2) 各制度の趣旨、法律概念、条文、要件・効果を正確に理解する (3) 判例・基本問題を具体的に理解する (4) 権利の実効性を図る諸制度を具体的事例にあてはめてイメージできるようになる
評価方法	講義で出題する課題等の平常点と最終試験の成績を総合的に評価する。講義で出題する課題は、講義において取扱って解説するので各自よく復習すること。 平常点50% 試験50%
成績評価基準	法的効果の確保を狙うさまざまな制度を、各制度間の関係を汲み取って理解することは本科目の最低修得条件であり、到達目標の(1)の習得は欠格条件である。定期試験を通して判断するが、(1)の習得を20点として他の到達目標を下記の基準で総合評価する。 A: 到達目標項目全てを総合して評価すると、90%以上の達成度で実施できている。 B: 到達目標項目全てを総合して評価すると、80%以上90%未満の達成度で実施できている。 C: 到達目標項目全てを総合して評価すると、70%以上80%未満の達成度で実施できている。 D: 到達目標項目全てを総合して評価すると、60%以上70%未満の達成度で実施できている。 F: 上記以外

教科書			参考書		
書名	著者名	出版社名	書名	著者名	出版社名
新ハイブリッド民法3 債権総論	松尾 弘 他	法律文化社	民法判例百選1 総則・物権	潮見 佳男 ほか編	有斐閣
リーガルクエスト民法II 物権 第2版	石田 剛 他	有斐閣	民法判例百選2 債権	中田 裕康 ほか編	有斐閣
新ハイブリッド民法4 債権各論	滝沢昌彦 他	法律文化社			

受講心得	法的思考を養うためには、各受講者が主体的に学習を進める必要がある。本講義では、広い領域を取り扱うため、十分な予習および復習が必須になることを心得ること。出題された課題は、講義時間内に解説をするので、その理解に努め疑問点を解消すること。本科目は録画メディア授業に対応している。
オフィスアワー	毎週木曜日17時10分～17時40分(高田研究室:1号館10F)